平成２９年（フ）第２７４号
仙台市青葉区立町11番20―204号
債務者　穂積　知歩
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
秋田県能代市二ツ井町字太田面２番地29
債務者　成田　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１９号
秋田県仙北市角館町小勝田中川原126番地185、前住所東京都北区上十条５丁目34番３号　メゾネード十条102号
債務者　高橋　陽介
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１４０号
茨城県水戸市千波町2895番地の９
債務者　齋藤　裕輔
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５２号
茨城県水戸市酒門町3026番地の１　市営酒門町東原住宅５棟３―５号
債務者　中野　　洋
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７３号
茨城県水戸市渡里町3072番地の３
債務者　三澤亜矢子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
茨城県取手市戸頭８丁目８番11―202号
債務者　櫻井　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
群馬県みどり市笠懸町鹿75番地１　アネックスリヴＢ棟202号
債務者　今井トシ子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５０号
千葉県木更津市桜井新町２丁目16番地１　シャレー桜井新町Ａ棟２号室
債務者　齊藤　利彰
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１１４号
金沢市西念３丁目13番１号　アンプルール24107号
債務者　本林　　正
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
金沢市米泉町10丁目52番地　グランパーク金沢606号、従前の住所石川県白山市鹿島平11番地58
債務者　青代　三紀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
長野県千曲市大字八幡2304番地　志川団地52号
債務者　加藤栁太郎
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１１９号
三重県鈴鹿市高岡町749番地の12
債務者　岡本　匡泰
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９５号
滋賀県栗東市下戸山1134―１　ｔｉｅｓ　ｔｅｎｐｏｉｎｔ　102、住民票上の住所滋賀県守山市小浜町743番地
債務者　井上二三雄
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４号
滋賀県草津市野路９丁目10番１―104号ハイツ玉川Ⅳ
債務者　松村　嘉広
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
大津市栗林町10番16号
債務者　寺内　真一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部